皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月二十三日ルクセンブルク国祭日につき、同月二十二日同国大公殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、六月二十五日クロアチア国の国祭日につき、同月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、六月二十五日スロベニア国の国祭日につき、同月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、六月二十五日モザンビーク国の独立記念日につき、同月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から五月十五日フランス国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月六日御答信があった。

天皇陛下から五月二十五日アゼルバイジャン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月六日御答信があった。

御答電

天皇陛下から五月二十一日イエメン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月十四日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

一級河川旭川水系旭川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成24年６月26日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

①小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

②小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

③小型船舶（ＦＲＰ製）　２隻

④小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

⑤小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

⑥小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

⑦小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

⑧小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

⑨小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

⑩小型船舶（ＦＲＰ製）　２隻

⑪小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

⑫桟橋（木製）　２箇所

⑬桟橋（木製）　２箇所

⑭桟橋（木製）　５箇所

⑮桟橋（木製）　１箇所

⑯桟橋（木製）　１箇所

⑰小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

⑴　保管した工作物の放置されていた場所

①岡山市南区福島４丁目地先

②岡山市南区福島２丁目地先

③岡山市南区福島１丁目地先

④岡山市南区福島１丁目地先

⑤岡山市南区州崎２丁目地先

⑥岡山市北区旭本町地先

⑦岡山市北区二日市町地先

⑧岡山市北区二日市町地先

⑨岡山市北区宿地先

⑩岡山市中区江並先

⑪岡山市中区江並先

⑫岡山市中区江並先

⑬岡山市中区江並先

⑭岡山市中区江並先

⑮岡山市中区江並先

⑯岡山市中区江並先

⑰岡山市中区平井先

⑵　当該工作物を除却した日時

①平成24年３月20日午後２時

②平成24年３月19日午後１時

③平成24年３月19日午前９時

④平成24年３月19日午後１時

⑤平成24年３月19日午後１時

⑥平成24年３月22日午前９時

⑦平成24年３月22日午前11時

⑧平成24年３月22日午後１時

⑨平成24年３月20日午後１時

⑩平成24年３月19日午後３時

⑪平成24年３月20日午前９時

⑫平成24年３月24日午後１時

⑬平成24年３月24日午前９時

⑭平成24年３月22日午前10時

⑮平成24年３月24日午後１時

⑯平成24年３月24日午前９時

⑰平成24年３月20日午前９時

3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日時　平成24年４月27日午前９時

⑵　保管場所　岡山市北区玉柏地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所大原排水機場

4　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

5　問い合わせ先

岡山市北区鹿田町２丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課

電話086―223―5193

一級河川旭川水系百間川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成24年６月26日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　小型船舶（ＦＲＰ製）　３隻

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　岡山市中区沖元地先

⑵　当該工作物を除却した日時　平成24年３月23日午後１時

3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日時　平成24年４月27日午前９時

⑵　保管場所　岡山市中区沖元地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所百間川出張所北側資材置き場

4　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

5　問い合わせ先

岡山市北区鹿田町２丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課

電話086―223―5193

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄西日本動力車労働組合から、労災申請手続き等の要求に関して、平成24年６月28日以降、同組合の組合員が従事する別記の職場（大阪府及び広島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年６月26日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別記

大阪府　四条畷駅

広島県　五日市駅

公　告

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年六月二十六日

北海道経済産業局長　増山　壽一

一　件名　美唄ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年七月二十五日　午後二時から

三　場所　美唄経済センター　三階第二研修室（美唄市西二条南二丁目一番一号）